

令和8年4月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (28201)
地域名 (地域内農業集落名)	夢前町戸倉 ( 戸倉 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域内における多くの農地を地域の農業者が借り受け耕作を行っている。後継者がいない個人農家が多く、また、担い手においても経営状況により動向が変わる可能性があるため、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後、個人耕作者が離農した場合に対応できる体制の構築、及び新規就農者を呼び込めるよう集約、集積を行い、農作業の合理化、低コスト化を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者の所有する農地については、担い手となる農家へ集約することを地域内で合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区の農地は、すでに基盤整備事業が行われているが、今後、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状において複数の農業者が地域の農地で耕作しているが、農業者の撤退時における対応を検証しておく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害用電柵などの管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。
- ③ スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。